



号外

昭和34年4月1日  
第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

岩手県職員労働組合

No.2531

2019年

10月2日

県人勧は10/7。勧告後は確定闘争スタート！給与改定・諸手当改善等の改題解決の前進に向け結集を！

## 2019県人勧闘争⑧ 10.1地公共闘・人事委員長交渉

# 住居手当「当事者の納得大事」慎重姿勢引き出す

月例給 給料表改定も初任給中心か / 一時金 較差均衡・据え置き

通勤手当 交通用具距離区分 (65km⇒90km) 拡大・上限額引き上げ姿勢引き出す

勧告は10月7日 =住居手当慎重姿勢も重ねて国追随しないよう訴える=

10月1日、岩手県地方公務共闘会議（議長：佐藤淳一岩教組委員長）は、約180人からなる県庁座り込み交渉支援行動を配置のうえ、最終局面となる熊谷人事委員長と交渉を行った。冒頭、事務局長交渉以降に集約された大型ハガキ署名（1次集約と合わせて1,058枚・7,551筆）を手交し、前進回答を求めた。



最終局面での改善勧告を求める地公共闘交渉団



回答する熊谷人事委員長（左）

【交渉結果】勧告日は10月7日を予定していること、月例給は、「国と同水準の較差が生じている。若年層を中心に給料表の改定が見込まれる」とするも中高年齢層職員の引上げは難しい見解を示した。一時金は「民間と均衡。据え置きの方針」と厳しい見解となった。交渉団から中高年齢層を含めた勤務意欲確保のための給与改定実現を求めた。

高齢層職員の勤務意欲策は「任命権者の人事管理の対応を注視。私としてもどういった方策があるか引き続き検討」とした。

通勤手当は「交通用具利用の距離区分を90kmに拡大し、支給上限額も引上げが必要」と今勧告の実現の見通しとなった。住居手当は「国勧の背景が当県と異なる。意見を踏まえて検討を重ねている」にとどまったため、国追随を容認しないと訴えたところ、「当事者の納得が大切な視点も考慮」との慎重姿勢を引き出した。もっとも、10月3日委員会で結論を見出すとしており、予断を許さない。

通勤手当改は改善実現の見通し。住居手当は国追随への慎重姿勢を引き出した点は一  
定の押し戻しも、予断を許さず。一時金改善や中高年齢層職員の賃金をはじめ継続課題も改善に至らない項目が多く課題山積。国追随の住居手当見直しをしないこと、改善勧告  
実現に向けた一層の検討を要請し、人事委員会との交渉を終了した（主な交渉結果は裏面）。

## 1 月例給・一時金の改定

(地公共闘) 勧告日と給与改定の動向は。

(委員長) 勧告日は10月7日予定。月例給について、公務平均353,000円余、民間354,000円余であり、民間が僅かに高い。国公水準(較差:387円)と同程度のプラス較差の見通し。もっとも中高年齢層より若年層の較差が高い。一方で、一時金は公民較差が均衡。月例給は初任給を中心に引き上げ、一時金は据え置きの方向。

(地公共闘) 月例給プラスも高齢層の賃上げが見込めず、一時金据え置きは厳しい。中高年齢層の改定を含めぜひ検討を。



交渉動向を注目する交渉支援団

## 2 高齢層職員の勤務意欲策

(地公共闘) 給与制度総合的見直しの現給保障終了を踏まえ、高齢層職員への一層の処遇改善を。

(委員長) 高齢層の勤務意欲の確保は重要な課題。任命権者での人事管理の対応が行われているが、私としてもどういった方策があるのか、動向を注視し、対応について検討を進めていきたい。

(地公共闘) 給与改定勧告も中高年齢層には厳しい内容。ぜひ人事委員会としても積極姿勢で検討を。

## 3 通勤手当について

(地公共闘) 交通用具利用の距離区分新設の検討結果は。高速道路・パーク&ライドの改善姿勢は。

(委員長) 交通用具利用の距離区分新設は、道路事情、通勤実態、他県動向を踏まえ、65 kmから90 kmへの引上げが必要。それに伴い、手当限度額も月額35,000円上限額の引き上げが適当と判断。引上げ額は10月3日委員会で最終結論の予定(勧告等の方向)。高速道路利用・パーク&ライドは、今後引き続き検討していく課題であると認識(継続課題に)。

(地公共闘) 高速道路等の課題も自己負担が多額で切実な問題。早急な改善に向け努力を。



交渉支援団のシュプレヒコール

## 4 住居手当について

(地公共闘) 事務局長交渉では国準拠の姿勢について再考を求めた。国準拠は当県の実態と合わず、引下げ増が増大し、全く納得できない。検討状況は。

(委員長) 他県でも国準拠としており、均衡を踏まえ当県も国準拠。もっとも国勧告は国家公務員の公舎料引上げを契機としており、手当額や算定手法は当県として

十分な検討が必要。地公共闘の意見を踏まえて検討を重ねており、10月3日委員会で最終的に決定。  
(地公共闘) 国準拠では引き下げとなり当県の実態と乖離し、納得できないと重ねて訴えてきた。現時点で判断保留とのことであれば、今交渉を踏まえた検討姿勢を委員長として示すべき。再考を。

(委員長) 意見は私からも各人事委員に伝える。制度の問題はあるが、当事者の納得が大切と考えている。その視点も踏まえて検討を進める。⇒議長をはじめ交渉団からも国追随反対と重ねて訴えた。

上記のほか、休暇制度の拡充(回答:不妊治療への支援等は国・他県動向を踏まえ検討(継続課題に))、長時間労働の是正策(回答:長時間労働の一層の対策が必要であり、報告で言及)、ハラスメント対策(回答:パワハラは、労働法制の改正に伴う対策が必要。国指針をもとに対策研修体制拡充・相談体制強化を検討する旨報告で言及)も交渉し、厳しい職場実態を突き付け、更なる改善を求めた。